

## 新潟市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 新潟市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に即した適切な乗合旅客輸送の形態及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は別表1に掲げる者とする。

- 2 交通会議は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて学識経験者等の者の出席を求めることができる。

### (交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は新潟市都市政策部長を、副会長は国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。
- 3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
- 5 交通会議の議決の方法は会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、新潟市都市政策部都市交通政策課において処理する。

### (分科会)

第5条 会長は交通会議の運営に必要な事項の処理に当たり、第2条に規定する事項に関し、地域の実情に即した具体的な協議を行うため、行政区単位毎に分科会をおくことができる。

- 2 分科会の委員は別表2に掲げる者とする。
- 3 分科会は必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。
- 4 会長は分科会の協議内容について報告を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(附則)

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成19年11月6日から施行する。

## 別表 1

新潟市都市政策部長 新潟県バス協会専務理事 一般乗合旅客自動車運送事業者（新潟交通株式会社乗合バス部長） 新潟市消費者協会新潟支部長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当) 日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会副議長 新潟県警察本部交通部交通規制課長 新潟市土木部長
--

## 別表 2

新潟市区役所バス交通担当課長 関係一般乗合旅客自動車運送事業者担当課長 関係住民代表 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官(輸送・監査担当) 関係交通管理者(所轄警察署)担当課長 関係道路管理者担当課長
---